

ロゴマークの使用可能範囲について

- ロゴマークを付与された業界団体と会員企業は、業界自主ガイドラインや認証制度の普及のためにロゴマークを使用することができるものとする。
- 一方で、会員企業が、その企業のサービスや製品等にロゴマークを表示することは認めない。

業界団体	業界団体の会員企業
<p>・業界自主ガイドラインや認証制度に係る文書への添付や、業界自主ガイドライン等に関する業界団体HPへのロゴマーク掲載は可能。</p> <p>【業界団体HPのイメージ】</p> <div data-bbox="318 635 1049 1382"> <p>〇〇協会</p> <p>業界ロゴ</p> <p>当協会の定める〇〇業ガイドラインは経済産業省の指針を踏まえていることを宣言します。</p> <p>〇〇業界 自主ガイドライン</p> <p>〇〇協会</p> </div>	<p>・業界自主ガイドラインや認証制度の普及活動のみに会員企業HPやプレスリリース等にロゴマークを掲載することは可能。(令和7年3月31日改訂)</p> <p>【個社HP・プレスリリース等のイメージ】</p> <div data-bbox="1121 571 2242 792"> <p>〇〇株式会社</p> <p>業界ロゴ</p> <p>当企業が加盟する〇〇協会の定める〇〇業ガイドラインは経済産業省の指針を踏まえていることを宣言しています。</p> </div> <p>・一方で、個社のサービスや製品等への掲載は不可。</p> <div data-bbox="1121 913 2242 1135"> <p>〇〇株式会社</p> <p>会社ロゴ</p> <p>当企業は経済産業省の指針を踏まえたガイドラインに基づくサービス・製品を提供しています。</p> </div> <div data-bbox="1121 1149 2242 1385"> <p>●商品の紹介</p> <p>〇〇会社の健康〇〇サービスは、経産省指針に認定されたサービスです。</p> <p>※本写真はイメージであり、記載事項と関係はありません。</p> </div>